

平成18年8月1日

平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年7月28日（金） 13：30～15：00
- 場 所 ラ・プラス青い森 2階 カメリア
- 講演者 内閣府国民生活局消費者企画課 課長補佐 山崎 速人
- 参加人員 70名

1 講演内容の概要について

(1) テーマ：「国における消費者政策の現状と課題」

(2) 概要

①消費者基本法について

消費者の位置づけを「保護」から「自立」に転換し、消費者の権利の尊重及び自立支援を基本とする、「消費者基本法」を平成16年6月に施行した。

②消費者基本計画について

消費者政策を推進するため、各省庁の取り組みをまとめた、「消費者基本計画」を平成17年4月に閣議決定した。今年度は、各省庁の取り組みの検証・評価を行っている。

重点施策としては、消費者のリスクコミュニケーションの参加、トレーサビリティ・システムの活用、消費者団体訴訟制度の導入、消費者教育の推進等がある。

③消費者教育の体系化について

消費者教育は学校教育のみでなく、ライフステージにあわせて、幼児期、児童期、少年期、成人期（社会人）にわたって必要であり、様々な場・分野で必要とされている。

内閣府では、消費者教育の体系シートを作成し、目標を示したところだが、夏を目途に取りまとめをする予定。

④消費生活相談の状況について

架空請求の相談が前年度と比較し、60%以上減少している。一方、クレジット契約等の金融に係る相談は横ばいで、高齢者の相談割合は増加している。

内閣府にも架空・不当請求の相談がくるが、その際、「無視するように」とアドバイスしている。

⑤2004年度の契約当事者の相談件数について

クイズ形式で相談件数の紹介があった。

⑥高齢者見守りネットワークについて

高齢者の消費生活相談が増加していること、高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会の仕組みの紹介があった。参加者でこのネットワークを知っている人は少数であった。

また、高齢者見守りネットを8月から本格稼働させること、メールマガジンの内容及び実際の運用（イメージ）の説明があった。

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q 1：悪質商法対策として、三世代（親・子・孫）を見据えた取り組みや単身高齢者を対象とした取り組みを行っていただければ御紹介いただきたい。

A 1：三世代の取り組みはまだ考えていないが、高齢者対策については、先程御紹介した高齢者見守りネットワークで対応している。

Q 2：今のようなインターネットが普及した社会では、メールアドレスなど個人情報が漏れることが多々あると思うが、個人情報保護についての見解をお聞きしたい。

A 2：今の社会は便利になったという反面、セキュリティに問題を残すことも多々あり、その辺を考慮することも大事。各省庁と連携し、個人情報保護について取り組んでいきたい。

Q 3：内閣府等国のホームページを見ると、ホームページアドレスを打ち込むのが面倒である。一覧表はないものか。

A 3：ポータルサイトの御質問と思うが、一覧表はないため、検索してもらうこととなる。政府の広報担当に伝える。

意見：大変参考になった。情報があれば1消費者としても助かる。地域に帰って本日のお話を伝えたい。

青森県環境生活部県民生活文化課

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。